

登録番号	大阪 1 3 8 1	氏名又は名称	川本修次 WELFARE
作成日	R7/2/13	変更日	1: / / 12: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)	
	(○) 単独の判断	() 団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 [] ②上記団体の代表者、連絡先 [代表者] [連絡先] ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり
	<ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 1.5 m以上 出航地の風速 7 m以上 出航地の視程 1000 m未満 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 <p>()</p>	
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高 1.5 m以上 漁場における風速 7 m以上 漁場における視程 1000 m未満 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 	